

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。
（第二条及び別表第一号関係）

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。